

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業に関するFAQ（医療機関向け）

（兵庫県健康福祉部感染症等対策室ワクチン対策課）

No.	質問内容	回答
【事業内容について】		
1	対象期間はいつからいつまでか？	令和4年2月6日から令和4年3月31日までの個別接種の回数対象になります。
2	診療所の支援内容は？	「①診療所における接種回数増加対策」と「②接種施設数の増加対策」が対象になります。週100回以上の接種を4週間以上実施、及び、1日50回以上の接種を実施した診療所が対象になります。
3	病院の支援内容は？	「②接種施設数の増加対策」と「③病院における接種体制の強化」が対象になります。1日50回以上の接種を実施、及び、接種のため特別な体制を組み1日50回以上の接種を週1日以上が期間内に4週間以上実施した病院が対象になります。
4	1週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか？	日曜日から土曜日で算定することとしています。
【個別接種の対象について】		
5	予診のみで接種できなかった場合においても、接種回数に含めてよいのか？	接種回数に対する財政支援のため、予診のみの場合は実績には含まれません。（接種対策負担金の時間外・休日加算とは取扱いが異なります。）
6	高齢者以外の方に接種した実績も加算対象となるか？	対象となります。
7	大規模接種会場において接種する診療所・病院の医師は対象となるか？市町が診療所に委託を行った接種回数は対象となるか？	市町村が実施する集団接種は対象外です。個別接種のみが対象となります。
8	病院がもっている施設（訪問接種）で50回以上／日の接種をおこなった場合も対象となるか？	接種の対象となります。なお、接種回数の算定は、接種費用の請求を行う医療機関単位で計上してください。
9	接種実績に、「巡回接種」による回数も含めて構わないか？	個別接種であれば巡回接種も対象となります。

10	企業内診療所にて職域接種を実施したが、対象となるか？	企業内診療所において実施した職域接種は対象となりません。
11	職域接種で、医療機関が企業の設置した会場に出張して接種した場合は、対象となるか？	職域接種で、外部の医療機関が企業等（企業内の会議室や企業が確保した社外会場等）へ出張して接種した場合、対象となりません。
12	職域接種で、企業が医療機関に出向いて接種した場合は、対象となるか？	職域接種で、被接種者が外部の医療機関に出向いて接種した場合、中小企業や一定の条件を満たした大学等に限定し対象となります。当該企業等に大企業が一社でも含まれている場合には対象となりません。
【接種回数について】		
13	週100回以上又は150回以上を4週以上というのは、連続した4週間ということか？	期間内の合計の週数で計算します。（連続している必要はありません。）
14	診療所への接種回数について4週以上達成した場合は、達成できなかった週の実績も加算対象となるのか？	対象となりません。
15	1日の接種回数を計算するにあたって、深夜12時を越えて接種した日があった場合は、どのように計算すればいいか？	1日の考え方は、0時から24時までで、仮に24時を跨いで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分として計算してください。
【病院における接種体制の強化について】		
16	「病院において特別な接種体制を確保した場合」とは、どのようなことを指すのか？	通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合に対象となります。（例えば、通常3人体制に対し、6名を接種専門の人員として従事させた場合や、4名を接種専門として雇用した場合。） ただし、加算されるのはあくまで50回以上を接種した日に限ります。
17	「病院において特別な接種体制を確保した場合」における、「看護師等」について、どこまで含まれるのか？	厚生労働省の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と異なり、接種業務に従事する方であれば、看護師、薬剤師の他に、事務職員も含まれます。
18	特別な接種体制の確保に携わった方は事務職員も対象になるが、請求時間は準備時間も含め拘束時間で請求してもいいのか？	ワクチン接種のための準備に専念している時間内で、準備・後始末を行った者の実働時間については対象となります。また休憩時間は含めません。
19	50回以上の接種を行った週に属する日で、50回未満の接種を行った日に接種に当たった医師等の勤務時間については、支援の対象となるか？	50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、10月2日までに4週間以上ある場合の条件を達成した週に属する50回以上／日の接種を行った日の勤務時間のみが対象となります。
20	嘱託医として老人ホームに赴きワクチン接種をした場合は、特別な接種体制を確保した場合となり交付対象となるのか？	当該嘱託医が所属する医療機関として、巡回接種等を行ったものについては、算定対象となります。

【様式について】		
21	実績報告と請求書の様式2、様式3は国が提示したものと 同じか？	様式2、様式3とも国から提示されたものを使用しています。 なお様式3の請求書の氏名欄については、県の振込手続きのため、住所やメールアドレス等を追加しています。
【請求・支払いについて】		
22	法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で 1申請となるのか？	法人単位での申請はできません。各診療所・病院での申請となります。
23	支援金の交付はいつされるか？	提出書類を受付後、1ヶ月程度かかります。できるだけ早期の支給に努めますが、提出書類に不備がある場合には、支給までに時間を要する場合があります。
24	厚生労働省の「ワクチン接種対策費負担金」の時間外・ 休日の接種に対する加算（時間外+730円、休日+2,130 円）は、この支援金に重複して交付請求することができ るか？	「ワクチン接種対策費負担金」の時間外・休日の接種に対する加算と本事業は、それぞれの要件を満たす場合、交付の対象となります。
25	協力金の額は、消費税を含む金額か？	接種費用ではありませんので、消費税の対象とはなりません。